

第二章 レジ袋削減の取組

第二章 レジ袋削減の取組

2-1 はじめに

第二章では、レジ袋削減に関する様々な取組の概要について示す。

2-2 レジ袋削減に関する取組の概要¹⁾

レジ袋削減の具体的な取組手法を挙げ、その概要を図 2-1 に示す。

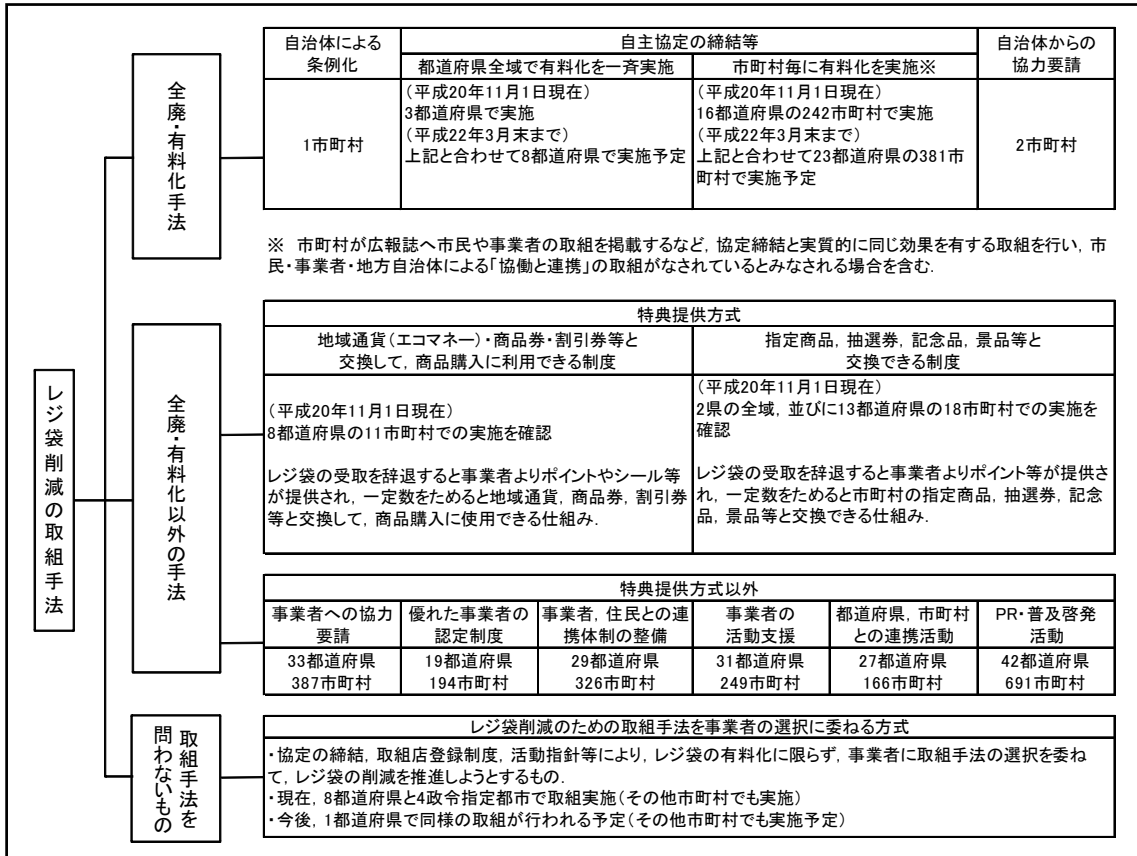


図 2-1 レジ袋削減の取組手法の概要 (文献 1 より作成)

2-2-1 全廃・有料化手法

全廃・有料化手法とは、全廃は事業者がレジ袋の配布を中止する手法、有料化はレジ袋の無料配布を中止し、有料で提供する手法である。この手法には、自治体による条例化、自治体からの協力要請、自主協定の締結がある。平成20年11月現在、自治体による条例化は東京都杉並区で、自治体からの協力要請による手法は2市町村で行われている。また、自主協定の締結による手法は、協定締結と実質的に同じ効果を有する取組も含めると、都道府県全域での一斉実施が3県、市町村主体では16都道府県245市町村で取組が行われている。

2-2-2 全廃・有料化以外の手法

全廃・有料化以外の手法として挙げられるのが、特典提供方式である。この方式は、レジ袋の受け取りを辞退すると事業者よりポイントやシール等が提供され、一定数をためると特典と交換できる仕組みである。特典には、地域通貨・商品券・割引券等の商品購入に使用できる特典と、市町村の指定商品・抽選券・記念品・景品等の特典がある。平成20年11月現在、18都道府県29市町村で実施されている。有料化を実施した市町村等では、特典方式事業の中止、縮小、見直し等が行われている場合もある。

また、特典方式以外にも、事業者への協力要請、優れた事業者の認定制度、事業者・住民との連携体制の整備、事業者の活動支援、都道府県・市町村との連携活動、PR・普及啓発活動などの取組がある。どの取組も平成20年11月現在、過半数の都道府県が取り組んでいる。特に、PR・普及啓発活動に取り組む都道府県、市町村が多い。

さらに、各都道府県のHPより、全廃・有料化以外の手法でも自主協定の締結による手法を用いる県が見られる。

2-2-3 有料化・有料化以外を問わず事業者に削減手法の選択を委ねる手法

協定の締結、取組店登録制度の創設、活動方針の策定等に基づき、事業者が有料化に限らず、自ら削減手法を選択することを通じて、レジ袋削減を推進しようとする取組である。平成20年11月現在、8都道府県と4政令指定都市において、取組が行われている。

第三章では、これらの取組のうち、有料化、有料化以外に関わらず、自主協定の締結による取組の実施実態を明らかにする。第四章では、第三章で明らかになった内容を踏まえて分析を行い、取組の拡大への方策について論ずる。

<参考文献>

1) 環境省：レジ袋に係る調査のページ

< http://www.env.go.jp/recycle/yoki/c_1_questionnaire/questionnaire_02.html#TOP05 >, 2011-01-11